

公 示 (参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下、「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、応募資格を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2023年4月26日

独立行政法人国際協力機構
東北センター 契約担当役 所長

調達管理番号	23c00254000000
調達件名	2023年度～2025年度課題別研修「SDGsに配慮した包括的な畜産振興の取り組み」に係る研修委託契約
業務内容	別紙1「業務仕様書」による
契約履行期間 (予定)	2023年7月上旬から2024年2月下旬まで (特段の問題がない限り、2025年度まで同様の契約を単年度ごとに締結する。)
選定方法	参加意思確認公募（詳細は別紙1による）
特定者	独立行政法人 家畜改良センター
応募資格	公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。 その他、細則参加資格及び業務仕様書に記載の応募要件に該当すること
参加意思確認書提出期限	2023年5月10日(水) 17:00まで
契約担当部署	東北センター 総務課 電話番号：022-223-5775 メールアドレス： thictad@jica.go.jp
その他	その他詳細は別紙1による
独立行政法人 国際協力機構 契約事務取扱 細則参加資格	応募をもって、以下のいずれにも該当しないことに誓約したものとみなします。 (1) 当該契約を締結する能力を有しない者 (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

	<p>(3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者</p> <p>(4) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者</p>
<p>情報の公表について</p>	<p>本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。</p> <p>機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。</p> <p>「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」</p> <p>https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</p>

以 上

**2023-2025 年度課題別研修
「SDGs に配慮した包括的な畜産振興の取り組み」に係る
参加意思確認公募について**

独立行政法人国際協力機構東北センター（以下、「JICA 東北」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国の畜産行政・畜産振興に携わる人材に対して、所定の研修目標を達成するべく、環境負荷を最小限に抑えながら、より収益性の高い家畜生産への転換を果たすために必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、独立行政法人家畜改良センター（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算した上で契約を締結する予定です。

特定者は、家畜改良の推進、優良な種畜や飼料作物種苗の生産・供給等を通じて、日本の畜産の発展と国民の豊かな食生活に貢献することを使命としてきました。畜産に係る体系的・実践的技術に関する豊富な人材を擁する機関であり、日本国内の畜産関係者に対する研修を実施してきました。また、畜産にかかわる調査研究の実績が豊富にあり、また本所に加え全国に 11 の牧場を持つことから実践の場、家畜及び施設も有しています。本研修実施に必要不可欠な日本の畜産に関する知見・技術が集約されていることに加え、畜産分野において産学官ネットワークを有し、講義・実習・視察等において効果的な研修計画・実施を行う事の出来る団体であり、本研修コースの更新に係る企画段階から協力関係にあるため、本研修業務を適切に実施することができると想定しています。

加えて、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2023-2025 年度課題別研修「SDGs に配慮した包括的な畜産振興の取り組み」に係る研修委託契約
- (2) 業務目的：2023-2025 年度 課題別研修「SDGs に配慮した包括的な畜産振興の取り組み」コースの実施
- (3) 業務実施期間：2023 年度から 2025 年度まで、毎年度各 1 回実施。
2023 年度コースは次のとおり実施する。なお、2024 年度以降のコースについては、後日決定する。
- (4) 2023 年度業務の実施方針、内容及び留意事項：別紙 2 「研修委託業務概要」のとおりに

(5) 2023 年度研修実施期間（予定）：

本邦研修を想定：2023 年 9 月 7 日から 11 月 16 日まで
契約交渉時に協議の上決定する。

(6) 2023 年度契約履行期間（予定）：

2023 年 7 月上旬から 2024 年 2 月下旬まで
契約交渉時に協議の上決定する。

※ 契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

※ 2023 年度の研修は来日研修を想定しますが、状況によってはオンライン研修とする可能性もあります。

※ 2024 年度及び 2025 年度の契約については、研修員人数、実施時期等未定ですが、2023 年度と同等程度の規模を予定しています。なお契約は、年度毎に業務量、価格等について見直しを行なった上で締結します。

2 応募資格

(1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各

用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
- （中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
 - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
 - ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
 - エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

案件受託上の条件として、2023年度案件を第1回目として受託し、2025年度まで計3回、本案件を受託可能であること。なお、2023年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2025年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なった上で締結します。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2023年5月10日（水）17:00まで
	提出場所	JICA 東北 総務課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式（写し可）
	提出書類	参加意思確認書（別紙3）、誓約書、同確認書で提出を求められている資料等
(2) 審査結果 の通知	提出方法	電子メール又は郵送 ※いずれも提出期限内に受領したものに限る
	通知日	2023年5月12日（金）
(3) 審査結果 についての理由 請求	通知方法	電子メール
	請求場所	JICA 東北 総務課
	請求方法	電子メール又は郵送 ※いずれも請求期限内に受領したものに限る
	請求締切日	2023年5月17日（水）17:00まで
	回答予定日	2023年5月22日（月）
	回答方法	電子メール

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上